

※ 第3回成年後見制度利用促進
専門家会議資料1-②を一部加工

申立て

研修を受けた市民や法人が後
見人候補者となることもある

※注3

本人のニーズ・課題の確認 ※注1 + 親族等の後見人候補者の有無 ※注2



候補者なし

候補者あり

親族等候補者を選任することの適否の検討

親族等候補者を選任することが相当でない事情
(例 親族間の対立)の有無

事情あり

事情なし

親族等候補者が本人のニーズ・課題に対応できるか

本人の意向や親族等
候補者と本人の従前
の関係等も考慮

- ・課題の専門性
- ・候補者の能力・適性 ※注4
- ・不正行為防止の必要性

中核機関等による支援
があれば対応できる
※注5

不正行為防止の必要
性が高い
例 財産が多額・複雑で後見
制度支援信託等を利用しな
い事案

候補者の能力・適性
が不足しており、
中核機関等の支援があ
っても対応が困難

本人のニーズ・課題
の専門性が高く、中
核機関等の支援があ
っても対応が困難

※注6

中核機関等による
継続的な支援の有無

中核機関等によ
る支援があり、
適切な後見事務
が期待できる

中核機関等の支援
が期待できない
(中核機関等の機能
充実が図られてい
ない場合も含む)

親族等後見人
を選任

親族等後見人と
専門職後見監督人
を選任

専門職後見人を単独選任
又は
専門職後見人と親族等後見人
を選任

専門職後見人
を選任

後見人の選任形態等を定期的に見直し ★★★

- ・ニーズ・課題の状況
- ・親族等後見人の状況
- ・親族等後見人への支援の有無
- ・不正行為防止の必要性 など

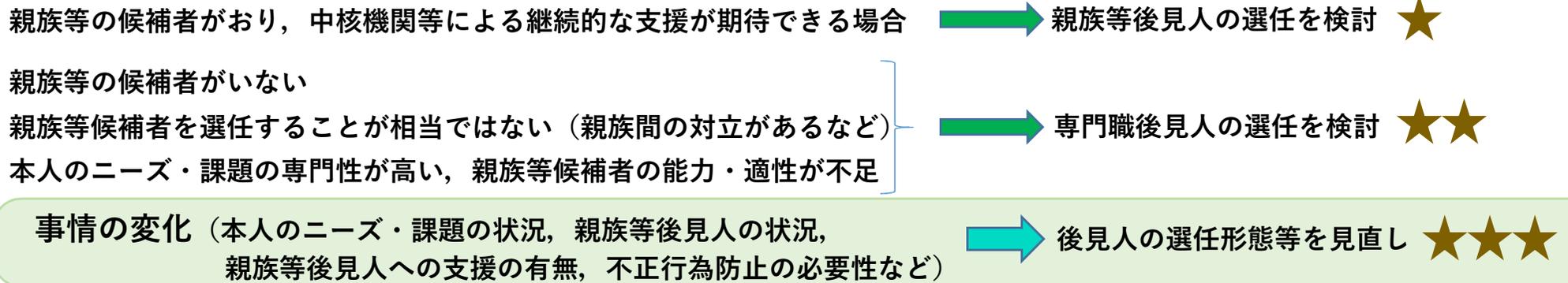
検討

- ・専門職関与の要否、専門職の選任形態
- ・本人のニーズや課題解決に適した専門職
への交代又は追加選任

● 後見人の選任・交代の運用等

基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ

※ ★印は、資料1頁目（第3回成後見制度利用促進専門家会議資料1-②を一部加工）記載の★印に対応



後見人等の交代についての課題及び裁判所における運用の工夫

課題

後見人の交代 . . . 交代について直接定めた条文はなく、後見人の辞任及び選任による必要がある
 ↳ 現後見人が辞任を了承しなければ実現困難

民法844条（辞任） 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
 （参考）後見人の解任ができるのは、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときに限られる（民法846条）

裁判所における運用上の工夫

本人・後見人・裁判所の間で予め認識共有

- ・本人のニーズや課題
- ・専門職の関与する目的等
- ・交代やその時期

（例）課題解決後に市民後見人等へのリレーが予定できる事案

認識の共有

専門職後見人を選任（又は複数選任）

課題解決

→ 専門職が辞任申立て

→ 市民後見人等の単独選任

（参考）総合支援型監督人による親族後見人への支援を行う事案

認識の共有

親族等後見人と専門職監督人を選任

課題解決

→ 専門職が辞任申立て

→ 親族後見人の単独選任

法人後見の担い手の育成と活用～家庭裁判所の視点から～



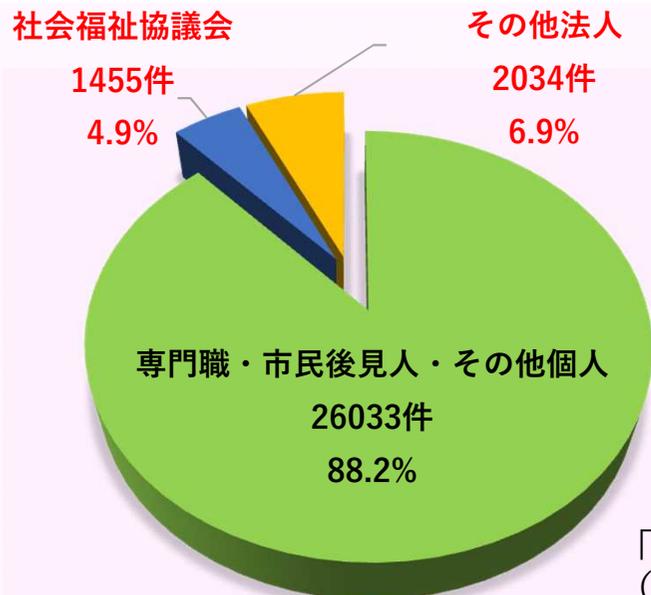
次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ

「法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。」

「社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成や、多様な主体による法人後見が実施されるよう、周知・啓発等が行われるべきである。」

「最高裁判所には、各家庭裁判所における選任の際の考慮要素等を集約し、明確に共有可能な形で整理する等して、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。」

親族以外の後見人等に占める法人の割合



親族以外の後見人等のうち、法人は約12%
(社会福祉協議会が約5%、その他法人が約7%)。



社会福祉協議会以外の法人の活用が課題

「成年後見関係事件の概況」より抜粋
(令和2年1月から令和2年12月まで)

法人を選任する際の考慮要素



民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立，構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書，貸借対照表，収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程，組織図，役員等名簿

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ **事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか**
⇒ 経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ **事務担当者に対する指導監督態勢は適切か**
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ **担当者に対する研修制度は整備されているか**
- ✓ **財産管理の方法は適切か**
- ✓ **不正発覚時の態勢が適切であるか**
- ✓ **個人情報保護の対策がとられているか**



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程，組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱いに関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ **本人との間に具体的な利害関係を有するか**
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ **将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか**
- ✓ **実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか**



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容

法人後見の選任の実情について把握するため、法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に、実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

(※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意)

法人の財務基盤について

問題意識

- 財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、**設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。**

選任の実情

- 財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。**

選任の実情

- **法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督体制**を確認する例が多かった。
- 選任されている法人の多くは、**既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している**例が多かった。
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、**専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるか**などの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

- 一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合、**問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しい**として、慎重に考える家裁が多かった。
- 特に本人が**入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった**（ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

●● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

中間検証報告書

適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人等が選任されるためにはできるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい。

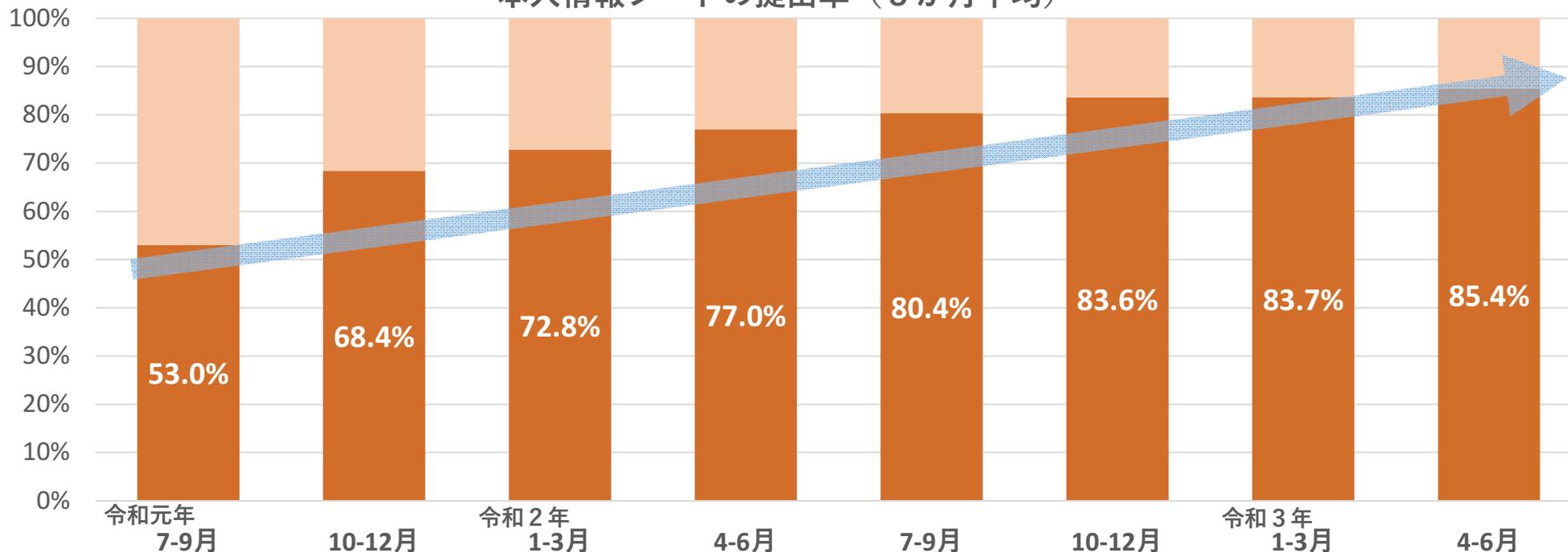
👉 本人情報シート利用の実態を把握し、更なる活用に向けた方策を検討する必要



調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、本人情報シートが提出された事件数を調査

本人情報シートの提出率（3か月平均）



- 提出率は順調に伸びており、直近の3か月平均のデータでは85%を超えている。全国平均と比べて提出率の低い家裁においても提出率の伸びが認められる。
- 本人情報シートが作成されていない事案の中には、本人が長期にわたり入院しているケースなど医師に本人の生活状況を伝える必要のない事案も一定数存在する。



👉 本人情報シートは全国的に実務に定着している。

● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

調査の内容

本人情報シート活用の実情を把握するため、複数の家庭裁判所の協力を得て、本人情報シートが提出された事件の記録を閲読したり、家庭裁判所の職員から聞き取りを行った。また、精神科の医師を対象にアンケートを実施した。

診断書作成医による活用



アンケート結果

・シートの提供を受けたことのある医師111人中、108人がシートの記載を参考にすると回答した。

医師の感想

- ・本人の介護に関する情報、金銭管理の状況、生活上の行動障害、必要とされる具体的な支援の内容、福祉資源の現状等を参考にした。
- ・受診時は意識清明で見当識に問題はなかったが、シートの記載から本人の調子に波があることが分かった。
- ・シートの提供は非常に助かる。更に定着すると嬉しい。



本人情報シートのメリット

- ・本人の**障害の程度を判断する上で有益な情報**が得られる。
- ・**受診時のみでは把握できない本人の状況**を知ることができる。
- ・**より適切な医学的診断が可能**となる。

裁判所を対象とした調査の結果

・本人情報シートが裁判所に提出されている事案のうち、医師に提供されていない事案が一定の割合で存在した。親族申立ての事案が比較的多かったが、首長申立てや専門職が申立てに関与した事案でも医師に提供されていないことがあった。

→ **本人情報シートが医師に提供されない問題の解消に向けた検討が必要である。**

・本人情報シートを作成することの意義や用途についての周知・説明が不足していることが原因と考えられるので、親族等の申立人に対しては診断書を作成する前に本人情報シートを作成するという流れを口頭で説明するだけでなく、分かりやすく整理した書面やチェックリストを作成するなどの工夫が必要。専門職や自治体に対しては協議会等を通じて、こまめに周知する必要がある。

裁判所の審理における活用



裁判官・書記官・調査官の感想

- ・診断書のみでは十分に得られない本人の心身の状態に関する情報を得ることができる。
- ・申立事情説明書のみでは十分に得られない後見事務上のニーズや課題に関する情報を得ることができる。



本人情報シートのメリット

- ・**鑑定の要否の判断**に役立つ。
- ・**後見・保佐・補助の類型判断**の参考になる。
- ・**事案に適した後見人を選任**するための参考となる。
- ・保佐・補助の類型において**必要な代理権の範囲の検討**に役立つ。